二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年八月十七日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町森字家の脇一四二二の三、一四二二の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道苫前郡羽幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年八月十七日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道苫前郡羽幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年八月十七日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　埼玉県飯能市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
飯能市（次の図に示す部分に限る。）
その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年八月十七日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年八月十七日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
仙台市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県亘理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁並びに仙台市役所及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年八月十七日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、早川町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年八月十七日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養